

皆さんおはようございます。本定例会議もどうぞよろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、まず「災害対応」について申し上げます。

先月 8 日に「南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意」が発表され、本県におきましても「災害警戒本部」を設置いたしますとともに、県民の皆様に地震への備えを再確認していただくよう呼び掛けました。

政府からの「特別な注意の呼び掛け」は 1 週間で終了しておりますが、地震発生の可能性がなくなったわけではありません。また、本県は活断層に囲まれており、これらを震源とする地震の発生も危惧されております。

今回の呼び掛けにより、大きな影響は県内では確認していませんが、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を改めて検証いたしますとともに、巨大地震が発生した場合の対応力の強化も進めてまいります。

多くの台風が発生する時期が続きますことから、風水害への備えも含め、いざというときに、自らの命・大切な人の命を守るため、最新の地震・気象情報に基づき適切な行動が取れるよう、県民の皆様に、防災の視点を日常生活に取り入れていただくよう周知いたしますとともに、県といたしましても、意識・知識・組織あらゆる面で常に緊張感を持って災害への備えに万全を期してまいります。

7 月には、米原市伊吹地区において、大雨により 1 カ月で三度もの土砂災害、民有地への土砂の流入、家屋の床上・床下浸水、道路の通行止めが発生いたしました。

被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

勝山谷川の土砂災害対策を含む伊吹山の保全については、緊急対策と抜本対策とに分けて取組を進めているところです。

緊急対策として、堰堤に異常堆積した土砂の撤去や源頭部越流水の応急対策を概ね完了しておりましたことなどから、先月末から今月 2 日にかけての台風第 10 号の影響による大雨では、土砂災害は発生いたしませんでした。異常堆積した土砂の撤去が再度必要となった箇所についても、改めて撤去したところです。

また、抜本対策につきましては、国土交通省、農林水産省および環境省に対し、財政的・技術的支援を求めるとともに、今月 11 日には、体制を強化した県と米原市との合同プロジェクトチームを開催し、勝山谷川での堰堤等の着実な整備、南側斜面での治山事業や植生復元など、伊吹山の保全に係る今後の対策の方向性を確認したところであり、国の協力も得ながら、引き続き、米原市と連携し、住民の皆様の安全・安心が確保できるよう鋭意取り組んでまいります。

それでは、9 月定例会議の開会に当たりまして、提出いたしました諸案件の概要を御説明申し上げますとともに、当面する諸課題等につきまして、所信を述べさせていただきます。

まず、令和 7 年度に向けた県政運営について申し上げます。

令和 7 年度はいよいよ「わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ」や「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする「大阪・関西万博」という、「輝く」を共通項とする大規模イベントを迎える年となります。

そのため、来年度は「輝く」未来へ、ともにいきる「健康しが」を推進方針として、一人ひとりが輝き、「ひと」「社会・経済」「自然」のバランスがとれた持続可能な滋賀を目指していくことといたします。

重点テーマに「国スポ・障スポ」「大阪・関西万博」の取組およびレガシーの創出を掲げるとともに、施策の柱として、

「子ども・子ども・子ども」

「ひとづくり」

「安全・安心の社会基盤と健康づくり」

「持続可能な社会・経済づくり」

「C O 2 ネットゼロ社会づくりやM L G s の推進」

の5つを置き、県民の皆様をはじめ、市町、企業、団体等との「協働」、多様性を尊重しながら新たな価値や魅力を一緒に創り上げていく「共創」、そして、「つながりの視点」も大切に、施策を構築してまいります。

フランス・パリで開催されたオリンピック、パラリンピックでは多くの本県ゆかりの選手が出場し、オリンピックの馬術で甲賀市在住の北島隆三選手が銅メダルを、パラリンピックの競泳で栗東市出身の木村敬一選手が2つの金メダルを、陸上で野洲市出身の福永凌太選手が銀メダルを獲得する活躍をされるなど、県民に大きな夢と感動を与えてくださいました。

この熱気を、総合開会式まで375日、約1年となりました、「わたS H I G A 輝く国スポ・障スポ」につなげてまいりたいと考えております。

また、来月5日には「国民スポーツ大会」の名称となって初めての本大会となります佐賀国スポの総合開会式が行われます。既に始まっております会期前実施競技では、カヌーの2種目、ローイングの1種目で優勝するなど、本県選手が活躍されています。私自身も佐賀に赴き、選手の激励を行いますとともに、国スポ・障スポ大会それぞれの閉会式で佐賀県知事から両大会旗の引継ぎを受ける予定にしております。佐賀県が新しいスポーツ大会に込めた思いも継承しながら、本県らしい「輝く」大会となるよう、取り組んでまいります。

大阪・関西万博につきましても開幕まで207日となり、これらの大規模イベントに向け、オール滋賀で進めるとともに、それらを契機に生まれる有形無形の価値やつながりを、レガシーとして引き継いでいけるよう取組

を推進してまいります。

5つの柱を中心とする施策構築に当たりましては、子ども・若者と関係するすべての人が笑顔で幸せに暮らせる社会の実現に向けた「子ども・若者施策」の推進、「ジェンダーギャップの解消」をはじめ、誰もが自分らしく生きることができる社会づくり、「県立高専の設置準備」、社会基盤の整備とともに「地域公共交通の維持・活性化」、滋賀が持つ資源や価値を生かし、暮らしと心を豊かにする「文化振興」や「公園づくり」、活力ある滋賀の実現に向けた「産業の創出」、滋賀の「食をつくる力」を生かした「農畜水産業の振興」、豊かな環境を次世代につなぐ「MLGsの取組推進」と「生物多様性の保全再生」などに力を入れてまいります。

子ども施策の根幹となります「(仮称)滋賀県子ども基本条例」については、これまで年内の制定を目指し検討を進めてまいりましたが、子どもの権利がしっかりと守られる仕組みを構築するためには、更に検討を深める必要がありますことから、令和7年3月の制定を目指し、検討の時間をいただくことが最良と判断したところであり、引き続き、検討を進めてまいります。

県立高専につきましては、初代校長予定者を元京都大学理事・副学長の北村隆行さんに内定いたしました。我が国の工学分野において先端研究の指導的役割を担い、大学運営にも深く関わってこられた知識や経験を新しい高専づくりに活かし、高専教育を滋賀の地で更に進化させていただくことを期待いたしております。来月1日からは顧問、県立高専総合ディレクターに就任いただき、令和10年4月の開校に向けて、歩みを進めてまいります。

また、昨年度から本格的に取り組んでおります「県北部地域の振興」につきましては、人口減少などの課題が先行している地域において、地域の魅力や可能性を引き出す地方創生のモデルケースとなるよう、引き続き集中的に取り組むことといたします。

加えまして、滋賀県職員のパーパスとして策定いたしました「琵琶湖とくらしを守る。三方よしで笑顔を広げる。豊かな未来をともにつくる。」という志も意識し、住民自治の最前線である市町の取組についても特に意を用いてまいり所存です。

一方で、限りある人員、財源、時間の中で、こうした施策に加え、今後県民サービスの充実や未来に向けた投資を着実に実施していくため、「ヒト・財源の配分のシフト」として、事業の統廃合や効率的な手法への見直しなどを積極的に行いますほか、財源確保策の検討や、より柔軟な人員の再配置などに取り組み、新たな行政需要や、より注力すべき業務に機動的に対応できるよう、持続可能な行財政基盤を引き続き確保してまいります。

次に、「アメリカへの訪問」について申し上げます。

今月4日から10日まで、アメリカを訪問し、ミシガン州との姉妹友好交流を行うとともに、日本・米国中西部会の日米合同会議に出席してまいりました。

本県とミシガン州との交流は今年で56年目となりますが、6年ぶりの派遣となる県民の友好親善使節団の団長としての訪問であり、交流の再開をまず喜び合うとともに、若者の交流をさらに加速させ、さらにミシガン州立大学連合日本センターの卒業生や友好親善使節団参加者等のつながりを生かし、広げていくことで、これからの姉妹交流を支える人材の育成を進めていくことについて確認するなど、両県州の絆をより一層深めてまいりました。

ミシガン州政府との会談では、本県の琵琶湖、ミシガン州の五大湖それぞれにおいて気候変動等に伴う環境問題が顕在化していることから、水資源の保全の重要性を再確認し、「世界湖沼デー」制定に向けた取組を通じて湖沼の重要性を世界に発信していくことについて合意いたしました。2028年の60周年の節目に向けて、両県州で具体的な協議を進めてまいります。

日本・米国中西部会の日米合同会議では、本県経済の活性化につながるよう、本県の交通アクセスや快適な生活環境などの魅力を発信いたしましたほか、「世界湖沼デー」の制定に向けた取組について、出席者に賛同を呼びかけたところ、かけがえのない水資源の持続可能性と、その重要性を認識する日の制定を求める議論が行われたことが共同宣言にも盛り込まれたところです。

また、オレゴン州ポートランド市において、路面電車運営団体の代表者からお話を伺い、実際に公共交通機関に乗車することで体感した先進的な交通政策の取組について、「滋賀地域交通計画」の策定に向けた議論にも活かしてまいりたいと存じます。

戦争遺留品の返還活動を行っている O B O N ソサエティ関係者とも面会し、来年には戦後 80 年の節目を迎え、戦争の記憶が風化していく中で、どのように平和交流を進めていくのかということなどについて意見交換いたしました。

来年度に大阪・関西万博の開催を控え、世界から注目を集める好機でもありますことから、今回のアメリカへの訪問の成果も活かし、世界に目を向け、あらゆる分野において、世界との関わり・つながりの中での滋賀の発展を更に志向してまいります。

それでは、提出いたしました案件について、御説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第 105 号は、一般会計の補正予算案でございます、

本年 6 月、7 月の大雨により被害を受けた箇所の復旧等のため、18 億 7, 127 万円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第 106 号から議第 109 号までは、企業会計の補正予算案でございまして、病院事業会計において、病院情報システム改修等のため、増額補正を行うほか、それぞれ建設事業等に係る債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第 110 号は、マイナンバー法の改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 111 号は、地方自治法の改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 112 号は、盛土規制法の制定等により、新たに設けられた手続に係る事務の市への移譲等を行うため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

議第 113 号から議第 123 号まで、議第 125 号から議第 133 号まで、議第 135 号から議第 151 号までは、いずれも使用料および手数料の額ならびに利用料金の上限額の改定等を行おうとするものです。

現行の使用料、手数料は、令和元年 10 月の全項目の見直し以来、約 5 年が経過し、社会経済情勢が変化し、人件費や物価も上昇しておりますことから、今般、全項目を対象とした見直しを行いました。

受益者負担の原則に立ち、原価計算により所要経費を把握し、これらに対する負担のあり方を検討した上で、適正な料金に改定することとあわせて、次世代育成の観点から、琵琶湖博物館や美術館などの高校生世代の常設展観覧料等を小中学生と同様、無料とするほか、障害者の社会参加を推進するため、文化施設やスポーツ施設など障害者に対する減免措置を

講じている施設において、その介護者についても同様の減免措置を講じるなど、ともにいきる「健康しが」の実現につながる見直しをしようとするものでございます。

議第 124 号は、産業競争力強化法の改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 134 号は、水質汚濁防止法施行令等の改正に伴い、排水基準を改めるため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 152 号から議第 157 号までは、一般会計および各特別会計、ならびにモーターボート競走事業など、公営企業 5 会計の令和 5 年度決算の認定を求めることについて、

議第 158 号は、契約の変更について、

議第 159 号から議第 162 号までは、権利放棄について、

議第 163 号は、損害賠償の額を定めることについて、

議第 164 号から議第 166 号までは、令和 6 年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 167 号は、モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について、

議第 168 号は、滋賀県土地開発公社の解散について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。